

「障害」の「害」の「ひらがな表記」について

1. 趣旨・目的

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に合わせ、「障害」という言葉について、「害悪」等の負の印象がある「害」の字が使われることに差別感や不快感を持つ方の心情に配慮するとともに、障がい及び障がいのある人とその家族に対する県民理解の一層の促進を図り、障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記します。

2. 「ひらがな表記」の適用

- (1) 県が新たに作成する公文書、広報紙（誌）、パンフレット、ホームページ、会議資料等において、「障害」の「害」の字の「ひらがな表記」に取り組むこととします。
- (2) 既存の印刷物等（封筒、パンフレット等）は、実施後最初の印刷、更新の時から変更することとします。
- (3) 計画、行事の名称等は、改定時期や開催時期に応じて変更することとします。

3. 表記の取扱い

- (1) 「障害」という言葉が、「人や人の状態」を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。
- (2) 「ひらがな表記」の適用を除外するもの
 - 次に掲げる場合は、従来どおり「漢字表記」とします。
 - ア 法令の題名や用語を用いる場合
 - イ 条例、規則その他の法令審査に係る規程で用いる場合（県の組織名の変更に係る場合等を除く）
 - ウ 他の機関、団体、大会名等の固有名詞
 - エ 人の状態を表さない場合
 - オ その他、漢字使用が適切と認められる場合（医学用語、学術用語等の専門用語として使用する場合等）

※ 具体的な使用については別表1、2を参考にしてください。

4. 実施時期

平成28年4月1日から

「障害」表記の具体例

(1) ひらがな表記を使用する場合

①「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。

対 象	具 体 事 例
県が新たに作成する公文書、広報資料、会議資料、ホームページ等	障害者 → 障がい者、障がいのある方（人） （身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 等） 障害福祉 → 障がい福祉

②県が任意に設定している組織名、施設名、大会名等

対 象	具 体 事 例
県任意設置の組織名、施設名、大会名等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課 → 障がい福祉課 ・ 福祉総合支援センター 障害者支援課 → 障がい者支援課 ・ 子ども療育センター 発達障害者支援センター → 発達障がい者支援センター ・ えひめ国体推進局 障害者スポーツ大会課 → 障がい者スポーツ大会課 ・ 身体障害者福祉センター → 身体障がい者福祉センター ・ 愛媛県障害者スポーツ大会 → 愛媛県障がい者スポーツ大会 ・ 愛媛県障害者施策推進協議会 → 愛媛県障がい者施策推進協議会

(2) 漢字表記を使用する場合

対 象	具 体 事 例
法令の題名や用語を用いる場合	法令題名：障害者基本法 法令用語：身体障害者手帳、障害基礎年金
条例、規則その他の法令審査に係る規程で用いる場合	(1)②の県の組織名の変更に係る場合等を除く。
他の機関、団体、大会名等の固有名詞	(機関) 国立障害者リハビリテーションセンター (団体) 愛媛県身体障害者団体連合会 (大会) 全国障害者スポーツ大会
医学用語、学術用語等専門用語	心臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害
人の状態を表すものでない用語	電波障害、障害物、交通上の障害 等
著作物からの引用	—

「障害」関係用語の取扱

○障害のひらがな表記適否の判断参考例について

1. 「身体障害」は身体障害者福祉法、「知的障害」は知的障害者福祉法、「精神障害」は精神保健福祉法、「発達障害」は発達障害者支援法に規定されている法令用語ですが、一般用語としても定着しているので、一般的に使用する場合には原則ひらがな表記とします。(身体障害→身体障がい、知的障害→知的障がい、精神障害→精神障がい、発達障害→発達障がい)
2. 「視覚障害」、「聴覚障害」、「内部障害」につきましても、身体障害者福祉法に規定されている法令用語ですが、一般用語としても定着しているので、一般的に使用する場合には原則ひらがな表記とします。
例：視覚障がい者、聴覚障がい者、内部障がい者
3. 専門用語等は漢字表記とします。
 - ア 身体障害者福祉法
「平衡機能障害」、「音声機能障害・言語機能障害」、「そしゃく機能障害」、「運動機能障害」、「心臓機能障害」、「じん臓機能障害」、「呼吸器機能障害」、「ぼうこう機能障害・直腸機能障害」、「小腸機能障害」及び「免疫機能障害」
 - イ 発達障害者支援法
「広汎性発達障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」
 - ウ 児童福祉法
「重症心身障害」は、児童福祉法に規定されている法令用語で、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複する状態を表す福祉施策上の概念であり、専門用語(医学的診断名ではありません)でもありますから漢字表記とします。
なお、重症心身障がい児(者)と人を表す場合は、ひらがな表記とします。
 - エ 「高次脳機能障害」は、専門用語であることから、漢字表記とします。
4. ここに取り上げた参考例は、絶対的なものではありません。用語を使用する際の状況や前後の文脈等から適切に判断いただきますようお願いいたします。